

令和元年第5回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年9月12日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 6号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 4 報告第 7号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第43号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第44号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第45号 羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第46号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第47号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第48号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第49号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第50号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第51号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第52号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 同意第 2号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第16 認定第 1号 平成30年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 2号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 3号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 4号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 5号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 6号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 7号 平成30年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

いて

第23 認定第 8号 平成30年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

第24 発議第14号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
兼電算共同化 推 進 室 長	
総務課総務係長	山 田 太 志 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
地域振興課政策推進係長	佐々木 慎 也 君
財務課長兼管財係長	大 平 良 治 君
財務課財政係長	金 丸 貴 典 君
財務課税務係長	山 川 恵 生 君
町民課長兼住宅係長	宮 崎 寧 大 君
町民課総合受付係長	高 本 勇 一 君
町民課町民生活係長	道 端 篤 志 君
町民課環境衛生係長	田 中 康 裕 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
福祉課社会福祉係長	竹 内 雅 彦 君
福祉課子ども係長	木 村 謙 彦 君

福祉課国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課介護保険係長	藤井延佳君
健康支援課 地域包括支援センター室 地域包括支援センター係長	大西将樹君
建設課長	飯作昌巳君
建設課主任技師兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課管理係長	宇野延仁君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課管理係長	越谷弘和君
上下水道課業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	高野正晃君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	蟻戸貴之君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	井上顕君
社会教育課社会教育係長	高橋司君
社会教育課体育振興係主査	近藤健弘君
農業委員会事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	杉野浩君
書記	土清水彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

8番 逢坂照雄君 9番 舟見俊明君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第6号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました報告第6号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解の相手方の住所及び名称は記載のとおりでございます。

次に、和解の内容につきましては、1つ目に羽幌町の過失割合を100%とする。2つ

目に、羽幌町は、破損させた相手方の窓ガラスを原形に復す費用を負担する。3つ目に、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申し立て等はない。

次に、損害賠償額は11万7000円で、全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要ですが、発生日時につきましては本年7月19日金曜日午前9時半ごろ、発生場所及び事故状況につきましては記載のとおりでございます。なお、修理の完了をもちまして8月6日に相手方と対物賠償に関する示談書を交わしまして、8月8日に専決処分をしたものでございます。

また、事故発生後においては、当該職員及び課内の職員に対しまして注意喚起を行ったところでございますが、今後このような事故が発生しないよう再発防止により一層努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第7号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第7号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めるものであります。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率につきましては一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、羽幌町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②の連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③の実質公債費比率につきましては、公債費相当額に充当した一般財源の標準財政規模に占める割合の過去3年度の平均値となりますが、10.9%となっており、早期健全化

基準の25%を下回っております。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものでありますが、16.1%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることをあらわしております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①の水道事業会計、②の簡易水道事業特別会計、③の下水道事業特別会計、④の港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることをあらわしております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第43号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第43号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第43号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行によりまして、住民票、個人番号カードのほか印鑑登録証についても旧氏の記載が可能となります。このことに伴いまして、印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めるため必要とな

る条文の改正とあわせて現状の取り扱いとの整合を図るため字句を修正するものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和59年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表によりご説明をいたします。左側の欄に現行条文を、右側の欄に改正案を、そして改正箇所には下線を引いて表示をしております。

まず、1ページの第2条第1項及び同条第2項並びに第3条第2項につきましては、現状に合わせた字句の修正でございます。そのすぐ下に記載をしております第3条第2項第1号及び同項第2号につきましては、先ほど申し上げました旧氏の記載を可能とするため改正するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。第3条第3項及び第4条第1項並びに同条第3項、さらに第5条第3項につきましては字句の修正でございます。

次に、3ページの上段でございます第5条第4項第4号につきましては、旧氏の記載を可能とすることに伴う改正でございます。

次に、中ほどに記載をしております第6条第2項、それとその下の第7条第1項、次に第13条第1項、さらに4ページ目に記載をしております第13条第2項及び同項第3号は字句の修正でございます。

次に、第14条第1項第2号につきましては、これも旧氏の記載を可能とすることに伴う改正でございます。

以上の説明をもちまして、改正条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第43号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する

条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第44号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第44号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、中低所得層の保険税負担が増大しないよう課税限度額を引き上げるほか、後期高齢者医療制度の見直しに伴い、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に対する減免期間について改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第44号 羽幌町国民健康保険税条例新旧対照表につきましてもごらん願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

まず、第2条第2項ただし書及び第23条の改正につきましては、基礎課税額の限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げるものであります。今回の改正により課税限度額は現行の「93万円」から「96万円」に引き上げられることとなります。

次に、第24条の3第1項第3号の改正につきましては、後期高齢者医療制度の見直しに伴うものであります。いわゆる社会保険等の被保険者だった方が年齢到達等で後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方の保険税については資格取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を実施しているところではありますが、後期高齢者医療制度の見直しが行われ、保険料軽減措置のうち均等割、平等割については資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことから、国民健康保険税についても同様の見直しを行うものであります。今回の改正につきましては、施行日はいずれも令和2年4月1日としており、改正後の規定については令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとの経過措置を設けております。

なお、条文の朗読につきましては、ただいまの内容説明をもちまして省略をさせていた

だきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第45号 羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第45号 羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、暴風や豪雨などの自然災害に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に準拠し、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸し付けを行うものでありますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等について必要な措置を講じるため関係規定を整備し、改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別紙に配付しております資料、羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示しております。第15条第3項の災害援護資金の貸し付けに係る償還等の規定であります。災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等を鑑み災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことにより関係規定を整備するとともに引用条項を改正しております。

それでは、改正条文を朗読させていただきます。議案のほうに戻っていただき、中段よ

り下の部分をごらん願います。

羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年羽幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3項、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 羽幌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第46号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第46号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、家庭的保育事業等に関する施設における連携施設の確保に係る取り扱いの変更及び食事の提供に係る変更について家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことにより、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示しております。

それでは、まず初めに1ページから3ページの第5条第5項、第6条第1項、ちょっとページ飛びまして5ページの第23条第2項第2号、第45条第1項と附則第2条第1項の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正されたことによる文言の整備及び各条項と規定ぶりを合わせるための改正であります。

次に、2ページに戻りまして、2ページから4ページまでの第6条第2項から同条第5項まで、5ページの第45条第2項は家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る変更であり、代替保育の提供に係る連携協力を行う者を確保しなければならないこと及び連携施設の確保が困難である場合、町が認める要件を満たすときは代替保育の提供を適用しないことを定めるものであります。

次に、4ページに戻りまして、第16条第2項第4号は食事の提供の特例であり、搬入施設について幼稚園、認定こども園などから調理業務を受託している事業者のうち衛生面、栄養面、調理業務を適切に遂行できるなどの能力を有するものを含めるものであります。

最後に、6ページから7ページの附則部分であります。附則第2条第2項は食事の提供の経過措置の変更であり、家庭的保育事業の許可を得た施設が施行日から10年を経過するまでの間に事業者内で調理する体制を確保するよう定めるものであり、附則第3条第1項は連携施設に関する経過措置の変更であり、施行日から5年を10年に改正するものであります。本町につきましては、この家庭的保育事業が現状はない状況であります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第46号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第47号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第47号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（要旨）に基づき説明いたしますので、ご用意願います。

この改正の趣旨であります。子ども・子育て支援法で子ども・子育て支援の内容及び水準は、子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されなければならない旨の基本理念が追加され、本年10月から幼児教育・保育無償化が開始されるに当たり、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について改正が行われたことにより、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

改正の概要を説明いたします。

まず、1点目の用語の追加及び変更ですが、支給認定という言葉が教育・保育給付認定へ変更になりますことから、第2条第9号の支給認定を教育・保育給付認定に改め、同条第10号の支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者へ。同条第11号の支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改正するものであり、用語の追加といたしまして第2条第12号に満3歳以上教育・保育給付認定子ども、子ども・子育て支援法施行令第4条第1項に規定する3歳以上の教育・保育給付認定子どもをいうを。

第13号に満3歳に達する日以後の最初の3月31日までに当たる子供である特定満3歳以上保育認定子ども。

令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

第14号に満3歳未満保育認定子ども、令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第15号に市町村民税所得割合算額、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

第16号に幼稚園、認定こども園等に通っている小学校就学前子供である負担額算定基準子ども、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいうを追加するものがあります。第2条の用語の変更及び追加に伴い、他の条項についても同様に改正をしております。

次に、2点目の第13条第4項関係の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更についてであります。幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園に通う小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び保育を利用する満3歳以上の小学校就学前子どもに掲げるに関する主食（ごはん・パン）の提供に要する費用に加え、副食（おかず等）の提供に要する費用について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とし規定するものであります。次に掲げる者に要する費用については除くというものであります。

1つ目といたしましては、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び同一世帯に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ下のアまたはイに該当するもので、一般的に幼稚園児である法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで7万7,101円未満の場合と、一般的に3歳以上の保育園児である法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、特定満3歳以上保育認定子どもを除き5万5,700円未満、要保護者などに当たっては7万7,101円未満の場合であります。

2つ目の要件として満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども、または小学校第3学年修了前子どもが同一世帯に3人以上いる場合にそれぞれアまたはイに該当する場合で、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、負担額算定基準子どもまたは小学校3学年修了前子どもである者と、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、負担額算定基準子どもである者であります。

次に、3点目の第42条第1項関係の町長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和についてであります。町長は以下の①または②に該当するときは、連携施設の確保に関する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定を適用しないこととすることができ、その場合において特定地域型保育事業者は当該各号に掲げる

事項に係る連携協力を行う者を適切に確保しなければならないこととするとの規定であり、①として基準府令で定める特定地域型保育事業者による代替保育提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次のア、イ両方の要件を満たす場合であり、アとして特定地域型保育事業者と基準府令に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イとして基準府令に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていること。

②として特定地域型保育事業者による基準府令に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときではありますが、本町は特定地域型保育事業者は現在ない状況でございます。

次に、4点目の第42条第8項関係の町長が認めた場合における連携施設の確保義務の免除についてでございますが、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が相当と認めるものについては、基準府令の規定に基づく連携施設の確保をしないことができることとする規定を追加するものでありますが、こちらについても現在羽幌町には対象事業がない状況であります。

その他の条項につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴う必要な改正であります。

最後に、附則部分ではございますが、今回の法改正に伴い不要となる施設型給付費等に関する経過措置を削り、連携施設に関する経過措置の条例の施行の日から起算して5年を10年に改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第47号について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今担当課長から文面に基づいて詳しく説明をされたのですが、正直言いまして理解できたのは1割か2割であります。結局現状とどう変わるのだということですので、私として問題にしたいのは、特に羽幌に現状のそういう施設がないという部分は割愛するとして、私はこの間のマスコミ何かでも報道されているところで、食事の提供が変わるのだというふうに聞いております。では、今現状では食事代というか主食費、副食費は徴収されているのか、保育費の中に含まれているのか、どんな状況が今度こういうふうになるのですかというふうに説明していただけないと、なかなか理解ができません。これだけの内容であれば、前もって委員会か何かで説明を受けるべきだったなというふうに反省をしながら、ただ今日この時点ですからそれはできませんので、特に私問題にしたいのは主食費の状況が今どう変わるのかということをちょっと新たに説明いただきたい

と思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

副食費につきましては、先ほどの条例改正でもありましたが、今まで保育料に入っていたものを別枠として副食費として支払うことができるということになりまして、副食費につきましては、まず幼稚園、保育園に係る部分の所得に応じて無償になる方と有償になる方が羽幌町では存在いたします。一応4,500円を限度に副食費を提供するという法改正になっております。

羽幌町の現状といたしましては、現在幼稚園が89名、保育園が25名いまして、副食費が無料になる方が幼稚園が30名で、保育園が19名、あと副食費が残り有料になる方が、幼稚園の場合は所得が多い保護者が多い関係で副食費有料になる方が59名で、保育園のほうでは6名いらっしゃる状況であります。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今説明していただきましたけれども、全部書きとめることができませんでした。結局負担がふえる世帯もあるということですよ。今まで保育料の中に入っていたのが今度分けられて負担が別々になってふえるということなのか、その辺がちょっとわからないのです。今まで納めている保育料の中にも副食費があったと。そして、今度は、いわゆる教育・保育の無償化、この事業で結局負担がふえるのか、ふえないのかというもう究極の質問です。負担がふえる世帯があるのかないのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 説明がちょっとややこしくて、大変申しわけございません。

まず、保育料が無償になりますことから、基本的には今払っている利用料よりはふえる方は羽幌町にはいらっしゃいません。まず、保育料が無償になりまして、副食費だけを払うことになることとなりますので、保育料に比べ副食費は金額的には4,500円まで限度ということでもかなり低い額となっておりますので、保育に限っては最大でも4,500円がかかる人がいますが、保育料全体が無償になりますので、利用者の負担は減ることになります。幼稚園につきましては、今まで副食費は自分で保護者が払っておりましたが、こちらについては所得要件に応じて無償になる方が出ることでありまして、幼稚園につきましても保護者が今までより多く払うということはない状況であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今の説明が本当だとすると、それほど重大な問題、状況にはならないのかもしれませんが、ではその徴収は今度はい体誰が集めるのですか。保育者の親が役場に持ってくるのか、どうやって徴収するのかです。お願いします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

副食費につきましては、通っている施設のほうに支払う形となります。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） そうしますと、施設のほうでも今度仕事がふえるということになるかと思いますが、保育料はどこに納めるのだったかな。私もちょっと記憶が定かでありませんが、こういったことを理由に特に現状より負担はふえることがないというお話ですから、それほど問題視する必要はないかもしれませんが、今度この副食費の未納をするような状況になったら、その未納を理由に退所させられるだとか、そういう懸念もちょっといろいろ出ているというふうにも聞いておりますが、現状でも保育料未納になった場合の対応の仕方、保育料は今度はなくなりますけれども、この副食費の滞納に対する対応といたしますか、対処を迫られるのではないかと、民間の行っている事業者ですから、その辺の心配はないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 今までと同じく保育料を園に今まで施設に払っていたものが副食費だけという金額が小さくなる関係でありまして、現状のところ未納はあるとは聞いておりませんので、未納があったから取りやめるということは考えておりません。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第 4 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 7 号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 8 号

○議長（森 淳君） 日程第 1 0、議案第 4 8 号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例、日程第 1 1、議案第 4 9 号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例、以上 2 件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第 4 8 号及び第 4 9 号、2

件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第48号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づき、本年10月1日から消費税率及び地方消費税率の引き上げが予定されていることから、消費税及び地方消費税の適正転嫁を図るため、下水道使用料の改正を行うものであります。

次のページをごらんください。羽幌町下水道条例の一部を改正する条例。

羽幌町下水道条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容をご説明しますので、別紙にて配付しております資料、羽幌町下水道条例新旧対照表をごらんください。左側が現行条文、右側が改正案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

第30条第2項は文言の修正でございます。

次に、別表、下水道使用料ですが、消費税率が8%から10%になることから現行使用料の税抜き金額に10%を乗じ、1円未満を切り捨てた金額に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項は令和元年11月1日から施行する旨を規定し、第2項は前項の規定にかかわらず、令和元年10月末日までの間に支払いを受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による経過措置を設けております。

以上が改正内容の説明でございます。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

次に、議案第49号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

令和元年9月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、議案第48号の提案理由と同様に本年10月1日から消費税率及び地方消費税率の引き上げが予定されていることから、消費税及び地方消費税の適正転嫁を図るため、各使用料の改正を行うものであります。

次のページをごらんください。羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

羽幌町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容をご説明します。

済みません。提案理由ちょっと飛ばしました。消費税率の改正もそうなのですが、もう一つ水道法の一部を改正する法律に基づきまして本年10月1日から指定給水装置工

事業者の指定が5年ごとの更新制となるため、本条例における規定の整備を行うとともに、指定及び更新の申請に係る事務が継続的業務となることから、同申請の事務手続きに係る手数料についても整備を行うため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容をご説明しますので、別紙にて配付しております新旧対照表をごらん願います。なお、適用条項の改正や文言の修正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まず、第6条ですが、第1項で指定の更新についての規定を追加し、第5項で指定給水装置工事事業者に関する事項は別に定める旨の規定を新たに1項加えております。

次に、2ページ目、第27条で指定申請に伴う手数料を1件1万円とする規定を新たに1号加えております。

次に、3ページから4ページの別表の各使用料ですが、消費税率が8%から10%になることから、現行料金の税抜き金額に10%を乗じ、1円未満を切り捨てた金額に改め、基本水量、基本料金、超過料金の単位の表示をそれぞれ変更しております。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項は令和元年10月1日から施行する。ただし、別表に規定する専用栓使用料の金額については、令和元年11月1日から施行する旨の規定をしております。

第2項は、前項の規定にかかわらず、令和元年10月末日までの間に支払いを受ける権利が確定される超過料金については、なお従前の例によるとする経過措置を記載しております。

この経過措置については、消費税率後に関する経過措置を適用した規定でありまして、まずこの消費税率に関する経過措置についてご説明申し上げますと、消費税率の改正、施行日は10月1日です。10月1日以前から継続して水道水を使用している場合で、10月末日までに支払いを受ける権利が確定する場合は、旧税率の8%を適用するとした経過措置であります。このことから10月分の水道料金については、旧税率の8%が適用されることとなりまして、11月分から新税率の10%が適用されることとなりますが、11月請求分の超過料金については10月中の検針で確定した料金でありますので、これは旧税率の8%を適用するとしている経過措置であります。基本料金、超過料金とも新税率の料金が適用されるのは12月請求分の水道料金からとなります。

以上が改正内容の説明でございます。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第48号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 消費税率の改定の件に関してはそのとおりだと思って、これはしようがない話なのですけれども、消費者にとってはいろんな、今食料品だとか、そういう

部分で軽減税率とかありまして、そういう部分では各自防衛手段等もあると思うのですけれども、下水道水道料というものに関してはその地域にあれば全ての家庭に課金されるということで、非常にその各家庭それぞれの生活もかなり圧迫されるのだろうかというふうに私は、さした金額ではないと言ってしまうえばそれきりなのではございますけれども、やはりこれは今後ずっといやが応でもかかってくるものであります。これは、町民生活に対して非常に大きな問題でありますから、町としても真剣に考えなければならない部分だと考えております。課金の税率の部分はどうしても、であれば基本料金そのものをやはり改正をして町民負担増にならないような方法もあるのではなからうかと思うのですけれども、この点に関してもう一度水道料金、下水道料金そのものの料金を下げて、それに10%というふうな考えというのは町長持たないのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 消費税が8%から10%に上がることに関連しまして、基本料金等を改定した形で緩和できないかというご質問と思いますが、委員会でも申し上げましたとおり、国の制度の中では、まず今回の税金がそういった社会制度に使われるという目的でまず上がるということが1つと、それからペットボトルについてはコンビニですか、そういった部分では上げなくてもいいと。国の制度としては、公共事業である上水については上げなさいという指導がございますので、そういった中でまず上げることを私は決断しました。そして、今回2%を再三議会からも提案いただいておりますが、上げることにしたときには、前回5%から8%に上がったときには、議会からのご提案のとおり何年前かちょっと記憶にございませんけれども、そのときは吸収したということを知っておりますので、また吸収していきますと改修等でその部分の財源が少しずつでも減っていくということになっていきますので、それでは今後長い目で見たときの上水道の施設維持といったものに長い目で見ていくと、少なからず影響は出ていくということを考えましたので、今回こういう提案をさせていただいたわけでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 何か今のを聞いていると税率が10%に上がって、それがいろんな福祉とかに使われて、それはそのとおりなのです。だから、別に税率云々という話ではなくて、我が町がこれからいろんな移住、定住を促進して住みやすい町にするためには、そういう部分ではもし10%は10%にして基本料金が下げられれば、それが我が町の活性化にもつながるのではないかという考えはないのですかという質問です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 将来にわたって移住、定住の関係でも基本料金を下げたらどうかというご提案と思いますが、先ほども申し上げましたとおり、基本料金を下げていくということになっていきますと、収入という面で減少していくことははっきりしておりますので、そういうことにつきましては前にも申し上げましたとおり、今後機器の更新等で予定されているものは確実にございますので、そういったことから考えますと、今そう

いった措置をするということは将来に問題を残すということになっていくと思いますので、今回はそういう措置をとらないでいこうというふうに担当課ともお話ししたわけでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 消費税2%上げるということですがけれども、水道事業のときに消費税増税分据え置いた場合、年間収入が400万ぐらい減るということでしたけれども、下水道のほうはどういったふうに試算されているのか、そういったのは出ているのか、もし2%分据え置いた場合。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

下水道使用料につきましては、平成30年度の調定ベースで試算しますと、2%を上乗せしない場合、約200万ぐらいの減収になるのかなというふうに試算しております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 200万下水道の場合でいったらかかるということですがけれども、水道のときも今後のシミュレーションとかも出されていて、それを何とか維持したように企業努力といった言葉が使われておりましたけれども、その辺の企業努力というのは行政としてはどういった考えでお持ちなのか、どういったことをしようとしているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） どういった企業努力をしているかというご質問だと思いますけれども、私どもは常日ごろ経費削減とかコストの削減、未収金の回収、漏水調査など、そういった部分で企業努力といえますか、そういった部分は常日ごろやっているつもりでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） そういったことをされているということですがけれども、これ民間の企業で企業努力ということであれば、例えば人件費の削減であったり、人員の削減、また仕事を兼務させるなどしている部分というのも当然やられる民間の企業さんもありますけれども、その辺行政としてはそういった考え、そういったのは考えているのかどうかお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 民間企業というお話でございましたけれども、当町では浄水場の運営につきまして現在の会社に、ちょっと何年前だったか忘れちゃったけれども、運営委託をし、下水道事業が始まった時点についても下水道の施設の運用もその会社にやっただけだということ、人件費については圧縮できることをやっているというふうに私は認識しております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 民間のほうに委託している部分というのは、今の話を聞いてあれですけれども、行政として例えばもともとは建設水道課だったのが上下水道課というふうに分かれましたよね。それをまた一つにすることによって、例えば人件費分多少変わってくるのかなとも思いますけれども、そういう機構改革も含めての企業努力とか、そういった部分のお考えってないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現状ではそういうことを考えておりませんで、前の委員会でもお話ししたかと思いますが、まるっきり民間に委託してしまうと当町では説明しているとおりに余剰金を持っておりますので、そういった利益の出ている部分で、会社でありますと簡単にはできないでしょうけれども、比較として簡単な方法で言いますと会社が利益が出るとボーナスだ、給料を上げると、そういった方向でできるというようなことでございますが、地方自治体という枠の中でやっておりますので、一般職員と同じ給与体系、昇給という形で押さえておりますので、当然利益が基金という形でたまって繰り上げ償還、あるいは機器の更新等に使われているというのが当町の上水の経過でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今質問の中で議長が下水道条例の部分でしたけれども、両方上水道も質問がありましたので、私も兼ねて質問をしたいと思います。

まず……

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（村田定人君） 先ほど財務課長から特別会計の部分の上水道から下水道、簡易水道、健全経営を行っているという報告がございました。私もその観点でいきますとこれからも健全経営をしていってほしいという思いはあるのですが、やはりもともと羽幌町に住んでいる町民、それから他町村から移住してきた町民それぞれから、羽幌町は下水道料金が高過ぎて困るという部分がございます、それを鑑みますと健全経営をしているという基本が料金体系が高いところからやっぱりどうしても健全経営をしているのではという疑念というのですか、疑問を持つわけです。

そこで、先ほど課長からも言いました下水道条例ではそのままだと200万円、それから上水道だと400万円程度の負担という部分は、私としては経営改善、努力によってその分を上げなくてもカバーできるのではないかという思いがあるのですけれども、そこら辺はどういうお考えでしょうかとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

まず、下水道使用料のほうからちょっとご説明しますが……

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時08分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

まず、下水道使用料につきまして平成14年の10月、供用開始からこの料金に変更していないわけでございまして、この料金設定も留萌管内で申し上げますとやや中間ぐらいの料金設定ということでありまして、特別高いというわけでもないというふうに私も捉えております。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 下水に関しては管内的にも中間であると。町民の方は両方合わせて高いという形ですから、そこら辺はちょっとバランス的には合わないかもしれないですけども、やっぱり今回こうやって2%を足して10%にするという部分は先ほど磯野議員もおっしゃっていましたが、シミュレーションなり、それから料金体系のこれからの将来的なものもみんな含めて検討した中で議論をして、その答えを出したいと思っておりますので、そこら辺は10月1日から消費税が上がる、支払いは12月からになるかもしれませんが、それを今年度中は据え置いて、きちんと議論をして、ちゃんとした私たちも納得いく形で出してもらえれば良いと思うのですが、そこら辺そういうお考えはありますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 上水道につきましては、今9月ですから今年の3月でしたか、予算の前かそのころに委員会で説明しましたし、議会としては昨年のうちから、昨年でいくと平成31年10月には消費税上がるだろうということでちょっと何月かは忘れちゃったけれども、早い時期にやはり上水道の値上げについて委員会で説明をしてくれということで説明したことがあるかと思います。私もそのときに出席させていただいて答弁を申し上げたと思いますし、議員ご指摘のとおりシミュレーションで説明し、今と同じように今後の経費のかかる部分等も説明しましたし、一番は10年後に1億9,000万ほど残るとたしか申し上げたと思いますが、その部分も今年の2月ぐらいだったかと思いますが、10年ちょっとたったコンピューターのほうが以前は20年も30年ももったそうなので、今の部品というのは弱いのか、アSEMBLですぼんと取りかえるというわけ

にいかない部品だというようなことがわかりまして、その部分でも1億ちょっとかかりそうだと。それについては今、今年度でたしか予算措置してどういうふうにしていくかコンサルに頼んだのだと思いますけれども、それで1億はすぐ飛ぶというような感じになっておりますので、残念ながら基本料金についても今までどおりやっていかなければ、今後新たな大規模な改修等が発生したときには大変難しくなるという状況がありますので、このままいかせていただきたいと思います。

また、現在の基本料金はたしか私の記憶では高地配水池を設けたときに5年間はこの金額でやってもらえば、その間は値上げしなくてもいいはずだということで議会の承認を得て上げた料金のはずでございますし、そういったことも現在まで維持できるというのは、前にも申しあげましたとおり、下水道事業のときにそっくり上水道のパイプを切断したということが、国費の補助をもらいながらやったということが大変現在までいい方向で引き継いでいるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 質問者も答弁者も意味的には非常によくお互いわかると思いますけれども、原則今は下水道条例の一部を改正する条例についてですから、答弁も質問者は上下水道ということで質問しておりますので、その答弁内容上水道のほうに切り替えて答弁するのは次のところにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今議長の指摘がありましたので、下水道の部分では先ほど言いましたシミュレーションをきちんと出して、議会にそのシミュレーションを見せてもらってきちんとした判断をしたいと。今ここで2%を付加していくという部分に関してはどうも納得いかないというか、質問は後で……

（何事か呼ぶ者あり）

○10番（村田定人君） そうしたら取り消します。後にします。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） お伺いします。

現状の下水道の基本料です。家庭用で1,440円と。新しく制定したいというのが1,467円ということなのですが、ある基本料があって、それに税を加えた形がこの料金になると思うのですが、その基準となる税込みではない基準の金額というのはあると思うのですが、それは幾らになるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

下水道使用料の税抜きの本体価格は、これ家庭用ですけれども、1,334円となっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 1,334円に8%を掛けると1,440円になるという計算でまず合っていますか。

○議長（森 淳君） 答弁をお願いします。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

議員おっしゃるとおりであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ちょっと私の認識が間違っていたら言ってほしいのですが、前回その消費税分を据え置きにしたのは、あくまでも普通の上水道に関してで、下水道に関しては据え置き措置をしなかったのか、その辺はいかがなのでしょう、わかりますか。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

下水道使用料につきましても、水道使用料と同じく据え置いた形になっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 据え置いた形であるのであれば、1,440円は5%のままなはずだと思うのですが、8%を掛けてもいいのですか。その辺がちょっとわからないのです。消費税が上がるときに3%分はそのままにしますよということだったので、計算上ではちゃんと8%のものをしていて、今回はその1,334円に10%を掛けていると、その辺がちょっと私理解できないので、もう少し具体的に教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

現行の料金は、1,440円を税抜き価格と税の部分に分けてこの金額で示しております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうではなくて、基本料金が1,334円という金額に消費税がある年は5%かかっていた。改正時期に本来は8%なのですが、3%分は据え置きますので、料金はそのままですということで1,440円で来た。私は認識しています。なので、今の説明だと1,440円は現行そのままではなくて8%掛けていたということは、町民への説明と今度その8%のやつに次2%が足さるので、10%になって、そうしたらうまくちょっと僕も言えないのですが、ちゃんと前は据え置きだと言っていたのに8%を密かに、説明では5%据え置きなのに8%を取っていたということになってしまうのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 5%から8%に上がった時点で1,440円を上がった価格にして、それから8%を引いた分の1,334円が基本料金としたわけで、5%のときから1,334円が本体価格というわけではないのです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今の説明ならわかるのです。それではないと据え置いた、その基本料の話はなかったの、前回はそのようにして本体価格もきちんと下げて調整をして上がらないようにしたという形をつくったわけですから、先ほど町長の答弁の中では国が消費税を上げるのだから上げなければいけないのだと、そういうふうにはならないのです。あくまでも今回に関しては必ず上げなければいけないものなのではないでしょうか。その辺が前回と今回の消費税が上がる国の制度も含めてどういうルールになっているのか。前回は据え置きというか、基本料を下げることで住民負担を軽減させたという措置をしたのですけれども、その辺前回と今回の違いがわかれば教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたとおり、消費税は企業会計で事業収入でございますので、羽幌町としても10%に変わったら収入の総体から10%を支払わなければならないと、そういう性格のもので議員おっしゃるとおり消費税は上がるからそのまま、基本料金を下げていくと減収という方向になりますので、下水道事業も十数年たちまして、そろそろあちこち改修が始まっておりますので、上水と同じでその原資を確保していかなければ機械がとまるというようなことになりますと、また下水道がとまるというようなことになると大変なことが起こりますので、そういうことはないようにこういうときには上げて原資を確保していくというふうに考えてきたわけでございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 今の町長の説明ちょっと下水道料金のことについての答弁だとすれば、下水道料金は一般会計の事業ですから、消費税として収入で徴収はしてもいいけれども、それを国なりに納める行為については消費税法何条だったか今わかりませんが、控除されていると。上水道、水道料金は企業会計で企業収入ですので、支払い義務は生じますが、一般会計に含まれている事業分については地方公共団体は免除というのか、控除されているという認識だったのですが、その点ちょっと確認したいと思います。

○議長（森 淳君） 町長の発言についてですから、今の部分で町長からまず話して、それから回してもらいたいと思いますので。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員から質問が出ましたので、その部分につきましては担当課長から説明させていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

下水道事業につきましても消費税の納税義務があります。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者が発言することになります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 私は、この条例改正に対しては反対をいたします。

やはりほかの方々もいろいろと意見は出ていましたけれども、住民生活に直結することです。それともう一つは、事業会計等を見てもそれほど逼迫したものではないというふうには私は感じています。ですから、基本料金を下げて改めて条例を出し直すべきだと思います。ですから、反対いたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 反対者、賛成者は同数ということになっておりますので、これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第48号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立がありませんでした。

したがって、議案第48号 羽幌町下水道条例の一部を改正する条例は否決されました。

次に、議案第49号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 先ほどの町長の説明の中にもありましたけれども、先般行われた水道事業審議会でしたか、そのときの審議内容どんな意見が出ていたのか、全くなくて異議なし、決裁だったのか、その審議の状況を聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

7月に開催された水道事業運営審議会での内容ですけれども、この消費税増税分の部分については了承を得ました。主な意見としましては、料金改定はこれ消費税に、法律の改正に準じた料金改定なので、それはいいと。ただ、それをわかりやすく住民に説明するこ

とは必要だということで意見をいただきました。

以上です。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） あと、町長も先ほど委員会等でも私も出て説明した等の答弁もあったのですが、今年の2月18日に総務産業常任委員会、水道事業の運営と方向性というテーマで開催をしておりますが、私のチェック漏れだったかどうか、町長は出席されていなかったと思うのですが。宮崎課長、逢坂係長、吉田主任技師、小笠原主査、4名の出席だったのではないかなという気がします。

それ以降のこのテーマにした委員会は開催していないはずだったと思いますが、その後私3月定例会で水道事業についても一般質問をさせていただいて、その中でいろいろ現状を聞く中で現金の残高がどのぐらいで、今後予想される事業でというものの説明もあって、2%の消費税分については引き上げる方向ですということは出ていましたが、いつの時点で引き上げるのか、何円引き上げるのかという、そういう具体的な内容はこれからですという、そういう内容だったと思うのですが。ですから、当然10月近くには出てくるかなというのは漠然とは思っておりましたけれども、そのときの委員会でのやりとりの中でも何とか努力しながら2%分ぐらいは回避できないのかという意見も出ていましたし、3月の定例会の中では私も自分なりの調査、計算で10トンでは全道何位、20トンベースでは全国何位というランクづけはあるけれども、実際半分の世帯は10トンも使っていないのだと。10トン未満の世帯の負担金で比べれば羽幌町が全道トップになるし、全国でもトップレベルという、こんな状態でいいのですかということをおは町長にも投げかけたと思うのですが、この半年間そういった状況を何とか回避しようと、少しでも負担がふえないような努力をしようというように、そういう検討なり努力なりされてきたのかどうか。先ほどの一部課長からの答弁もあったのですが、その辺がやっぱり見えないのです。

質疑ですので、現状の剰余金、正式には何ていうのか、剰余金というのか、留保資金というのか、自由にといい、水道事業で使える現金、剰余金というのはい現在幾らあるのか、まずその点お聞きしたい。

○議長（森 淳君） まず、町長が委員会に出席して発言したということをおは町長みずから申していますので、確認をしてその部分のことを言って、それから次に今の金木議員の質問なりについてという順番でお願いいたします。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 委員会の出席については、1回は出ているはずであったと思っておりましたので、2回とも出たかなと思いましたが、私の勘違いだったようですので、訂正させていただきますし、剰余金につきましては担当課と課長から答弁させていただきます。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

剰余金といいますか、平成30年度末でいいますと内部留保資金でいえば3億ちょっとであります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 確かにそのぐらいだなと思っておりました。3億円を全部この値上げ分、引き上げ分に使えなどと、そんなつもりは毛頭ないですし、ただ3月定例会でも私が指摘したような状況であるならば、何とかそれを回避しようということを真剣に考えるような努力といいますか、検討なりをやっぱりやってもらいたい。今日この場で決議をするわけですから、その分を10月に引き上げになりました、はい、待っていましたとばかりに2%分を上げるのではなくて、今年のあと残った半年なり、あるいは来年度もう一年度ぐらいは年間200万、もう400万、簡水とかもありますから、もうちょっと上がるかもしれませんが、500万円から1,000万円ぐらいの費用をこの引き上げ分に充てて半年なり1年間ぐらいたるを真剣に対策なり協議、検討を進めていくべきだというふうに私は思いますが、そういう方向についての考えもしお答えできれば、お願いしたいと思えます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたように基本料金ということになりますと、年間でそれだけの金額ということになりますので、これは今後毎年それだけの金額が減ると、収入減になるということになってきますので、積もり積もって大分負担ということがきいてくる。先ほどもう一つ申しましたように、コンピューター等も壊れてきておりました、改修はもう間違いなくしなければならぬですし、そういった状況がもう目の前に出てきております。

それから、停電の場合も昨年は早い時期で電源が復旧しましたので、1日半でしたか、1日でしたかで復旧しましたが、それについても停電時の非常発電機を用意しなければならぬというふうにご考慮しておりますので、そういったことも今後出費として目の前にぶら下がっているわけですので、私は議会を無視したわけではなくて、そういったことにご協力をいただきたいという思いで今月のこの提案というふうになったわけですので。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほどの下水道のときに町長がきつとこの前の委員会で、2月のときに十分説明したはずだということだったのですが、もちろん上げる方向では話はありませんでしたが、その当時平山副委員長が今年の10月消費税アップになる予定ですけども、先ほど水道料も一律、要するに2%アップするとのことですが、12月になったら12月の時点でアップしていくのか、それとも来年度からしていくのかという質問がありました。そのときにきちんと答えていないのです。うちのほうでは増税に対応する対応に関する対応ということで方向性を出したいという状況ですけども、詳細な部分については今後内部で詰めながら進めていきたいと思っております。現時点では具体的な部分は言えない

状況にあります。今のところ、今年の2月時点では詳細な部分は言えないし、10月から上げますとも、2%の分は上げたいのだという意向はもちろん話していますが、最終的に10月なのか、それとも3月なのか2年後なのか、そういうのは具体的な説明は言えないと言われたのです。僕が担当の委員会ではなかったのですが、質疑もできませんでしたけれども、そういうので、そこで終わっていた段階でもう十分説明していますよ、委員会という町長からの説明があったので、自分は納得はいきません。

それと、最後にまた平山議員の言葉ですけれども、やっぱり町民の人たちの一番の関心事ですし、生活に直結しているのです、できればアップしていくというのであれば早く町民の人たちにきちんと説明して、理解してもらえるような対策を立ててほしいというお願いもして終わっているのです。そのお願い、対策、特に町民への理解とか説明を早くしてほしいと。でも、議会に対しても今説明している段階ですし、町長は前々から言っていますという答弁でしたけれども、実際は本当に今議案をもらった時点での審議になっています。町民に対して説明や理解してもらえるような対策を今年の2月から今まできちんとしてきたのか、それをきちんとしていないのに今この議案が上がってきたのか、どのような対策を立てていたのか、町民に対してです。もしそのような対策を行っていたのであれば、具体的に教えていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 2月でしたか、委員会。そのときと3月の予算委員会ですか、そういった答弁があったにもかかわらず今日の議案提案ということになりまして、大変申しわけないことだというふうに思います。ちょっと失念したと言うにはお粗末かなと思いますが、おわびを申し上げまして、今後そういうことがないように十分に気をつけたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私が最後に聞いた議員のほうから町民の方に早く知らせるなり、説明するなりの対策に関してお願いというか、要望があったのですけれども、それについて行ったのか、それとも行っていないのか質問をしたので、もう一度お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁が漏れていたようで、大変申しわけございません。

その部分についても、これからというような考えでございましたので、担当課ではやっていなかったと思いますので、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そういう面でも、やはり丁寧にやらないと消費税が上がるから上がって当然なのだということではなくて、もう2月の時点からそういう不安に思っていますよという気持ちを伝えているはずなのです。それに対して動いていなかったというのは、とても残念な気持ちになります。この議案がどうなるかわからないですけれども、これからやるということですので、本来であれば議案が通る前にきちんと説明して理解をもらっ

てという作業、特に町民に直接もですし、議会への説明もきちんとするべきだったのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺もう一度いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町民につきましては、条例等が通らないとできないと私は思いますし、議会につきましては早うちの説明が足りなかったかなと思って訂正といいますか、おわびを申し上げたいと思います。今後そういうことがないように担当課とも十分協議したいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今までいろんな質問がありましたけれども、消費税が2%加算されたらその分の加算されなかったら年間400万程度の要はマイナスが毎年ずっといくというのはわかります。ですが、全道レベルにしても全国レベルにしてもかなり高い水道料金体系で、羽幌の町に住んでいる人方はやっぱり食料品だとか物は例えば苦しいからちょっと我慢して安いものを買うとか、そういうこともできますが、水に関してはつないで水道料金というのはもうその決められた水道料金を払わなければならないという部分でいきますと、水道料金を下げる企業努力というのですか、そこら辺が私はもっとあるのではないかと。

例えば数字の部分で3月の予算委員会のときにもお話ししたのですが、有収率の部分でこれは30年度のなののですが、全国平均が78.4%なのに対し、羽幌町は71.1%、7.3ポイントも有収率が低いと。この部分だけ見てもこれを1%でも2%でも改善をすれば、例えば全国平均並みのもし有収率にいくとすれば、1,000万ぐらいの要は経費が私は削減されるのではないかと。自分なりに計算したので、間違っていれば訂正しますが、そのぐらい大きなものを今まで29年度も5.1%という形で出ております。そういう部分からいってでもシミュレーションはわかりますし、それから健全経営でいきたいというのもわかりますが、やっぱり町民生活の目線からいくと私はこの水道料金はもう一回きちんと見直して、そして10%を掛けてきちんと町民に提示をして納得いく料金体系で進んでもらいたい、そういうふうなお考えはありませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 改めて基本料金、それから消費税10%ということで町民に説明せよということで、これは決まりましたら決まった形で、決まらなければ決まらない形の中でまた町民の方にご説明をしなければならぬかなというふうに思っております。これだけ全員のご意見でございますので。その中で有収率のお話が出ましたので、これについては私議員時代から先輩議員がよく教えてくれたのですけれども、大変低いということで再三にわたって水道課には是正するような意見を言っておりました。その中で毎年ちょっともうわかりませんが、隔年ちょっとわかりませんが、下水上水事業で漏水検査等を業者に委託してやってきているということもございますので、その辺は担当課長から数字をちょっとご紹介させていただきたいと思いますので。

○議長（森 淳君） 上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） お答えします。

先ほど議員おっしゃるとおり有収率低い状況であります。ただ、私ども常日ごろ状況の把握ですとか原因究明しているわけでありまして、当然漏水が発見されれば直ちに修繕しますし、今年度もちょっとこれからなるのですけれども、川北地区の漏水調査を実施しますので、そういう部分で一つ一つ改善しながらこの率は高めていきたいというふうに考えています。

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 私は反対をいたします。

剰余金の金額をお聞きしたところ3億円ほどがあるということですし、向こう半年あるいは1年ぐらいの猶予を持ってこういった料金の状況を見直しをしながらしっかりと対策を立てる、そして住民の皆さんにもこれだけの検討、これだけの努力をしたという結果で何%にしたい、幾らにしたいということを申し上げていくべきであるということ、私は今時点ですぐ10%に引き上げになったから、即それに合わせてということについては反対をいたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第49号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立がありませんでした。

したがって、議案第49号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例は否決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の撤回

○議長（森 淳君） 次に、町のほうから申し出がありまして、否決された議案第四十……暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに否決された議案第49号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例に関連する議案第52号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）について町長より撤回の申し出がありましたので、これを許します。

◎議案第50号～議案第51号

○議長（森 淳君） 次に、日程第12、議案第50号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第51号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ960万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億888万1,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出において2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金1,629万6,000円の増額は、地方財政法に基づく前年度余剰金の2分の1を下らない金額のほか、保有する優先株の一部について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生する収入額相当分を基金に積み立てるものであります。

次に、3款民生費、児童福祉費において保育システム改修業務委託料552万2,000円、施設等利用費負担金779万8,000円の増額は、いずれも幼児教育及び保育の無償化に伴うものであり、財源につきましてはシステム改修費用については全額国庫補助金で賄われ、施設等利用費負担金については増額相当分に対し、地方特例交付金が交付されるものであります。

同じく児童措置費において児童手当交付金（国庫）返還金416万円の増額は、前年度の国庫交付金額確定に伴うものであります。

次に、8款土木費、道路維持費において備品購入費5,202万3,000円の減額は、補助採択額の減少により除雪車両1台分の購入を見送ったことによるものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金646万7,000円の増額は、消防

署所管の電子サイレン設備の一部について定期点検の結果、早期の改修が必要となったほか、国庫補助金を活用し消防団装備を整備することから増額するものであります。歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源が増減しているほか、不足いたします2,883万2,000円につきましては前年度繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ922万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,387万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、前年度の介護保険給付費の確定に伴い公費負担分等の返還金を増額するものであり、財源につきましては前年度繰越金を充てております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。総合体育館の指定管理料について消費税増税に伴い増額見込みとなりますことから、限度額を変更するものであります。

13ページをお開き願います。2款総務費、財政管理費においてシステム改修業務委託料39万6,000円の増額は地方自治法施行規則の改正に伴い財務会計システムの改修を行うものであります。

14ページをお開き願います。戸籍住民基本台帳費において、留萌地域戸籍業務電算共同化事業負担金149万1,000円の減額は、事業費の確定に伴う負担金の減額であります。

次に、3款民生費、社会福祉費においてシステム改修業務委託料28万6,000円の増額は、就学前障がい児に係る発達支援の無償化に伴い障害者自立支援給付審査支払システムの改修を行うものであります。

同じく、償還金利子及び割引料169万7,000円の増額は、障害者医療給付費等に係る前年度の国及び道負担金の額確定による返還金であります。

同じく、地域福祉基金積立金5万円の増額は、福祉寄附金の増額分を基金へ積み立てるものであります。

15ページをごらん願います。児童福祉費において償還金利子及び割引料106万5,000円の増額は、子育て支援対策事業に係る前年度の国庫交付金及び国庫負担金の額確定による返還金であります。

16ページをお開き願います。4款衛生費、環境衛生費の補正は、環境基本計画推進事業の一環として実施している生物多様性保全推進支援事業補助に対し、いきいきふるさと

推進事業助成金が交付されたことに伴う財源更正であります。

次に、7款商工費、観光費において漂流物処理委託料103万7,000円の減額は、業務完了に伴うものであり、当該業務に対し道補助金が交付されたことから財源更正も行っております。

18ページをお開き願います。10款教育費、体育施設費において武道館運営事業102万9,000円の増額は、新武道館の完成時期延期により現武道館の使用期間を年度末まで延長することから必要な維持管理経費を増額するものであります。

同じく、総合体育館指定管理料17万7,000円の増額は、消費税増税に伴うものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第50号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これですべての討論を終ります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号

○議長(森 淳君) 次に、日程第15、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北5条1丁目2番地の2、氏名、佐藤善昭、生年月日、昭和39年5月4日生まれ、55歳。

現委員であります佐藤善昭氏が令和元年10月24日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終ります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第14号

○議長（森 淳君） 日程第16、認定第1号 平成30年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第2号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第3号 平成30年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第4号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第5号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第6号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第7号 平成30年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第8号 平成30年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第24、発議第14号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成30年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明いたします。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額62億8,222万5,024円、歳出決算額62億3,921万692円、差し引き剰余金4,301万4,332円となっております。

では、初めに歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は約30億2,093万円、前年度対比4,349万円、1.4%の減となっており、単位費用の減額が主なものであります。町税については約7億887万円、前年度対比299万円、0.4%の増となっており、町民税の増額が主なものであります。国庫支出金は羽幌小学校改築事業などで約2億9,102万円の減額、道支出金は漁業振興施設整備事業などで約2,800万円の増額となっております。歳入決算額では約62億8,223万円となり、前年度対比約6億4,237万円、9.3%の減となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で約7億9,760万円、前年度対比2億8,872万円の減となっておりますが、事業の完了などにより減少したものは、バラ園再整備工事、農村公園遊具更新工事、教職員住宅建設事業、羽幌小学校改築事業、天売高等学校学生寮用地、建物購入などであり。一方、増加したものは産業廃棄物埋立処理場適正化事業、漁業振興施設整備事業、橋梁長寿命化事業、道路維持車両整備事業、公民館施設管理事業として大ホール舞台照明調光盤、照明器具更新工事、武道館建て替え事業などが主なものであります。人件費は約10億6,308万円、前年度対比1,480万円の増、公債費は約8億3,593万円、前年度対比3,850万円の増となっております。歳出決算額では約62億3,921万円となり、前年度対比約6億5,045万円、9.4%の減となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略をさせていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、給水人口の減少はあったものの営業用の使用水量の大幅な増により有収水量が0.2%の増となり、29年度と営業収益を比べますと174万8,745円の増額となっております。一方、支出においても営業費用において配水及び給水費における工事請負費の増などにより支出全体で1,418万5,293円の増額となり、結果損益計算書では5,129万833円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、浄水場受配電設備更新工事など建設改良費で1億3,962万2,000円、企業債償還金が5,472万7,324円で、支出総額は1億9,434万9,324円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾性を示します経常収支比率は86.6%であり、前年度より1.9ポイント増加しており、公債費や繰出金の増加が主なものであります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、このたびの議会に報告しているとおりであります。実質公債費比率については10.9%、将来負担比率は16.1%といずれも早期健全化基準を下回り、財政状況は健全であることをあらわしているものであります。

以上、平成30年度各会計の決算概要をご説明いたしました。我が国の景気は緩やかに回復していると言われていたものの、地方の経済は依然として厳しい状況で推移していることから、今後も羽幌町総合振興計画や羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設マネジメント計画等をもとに計画的かつ効果的な行財政運営を推進し、住民サービスの向上や地域経済の活性化を促進するとともに、新たな行政需要など情勢の変化にも的確に対応できるよう将来を見据えた健全財政の堅持に努めてまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第14号の提案理由は、平成30年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第14号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託し審議することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に8番、逢坂照雄君、副委員長に2番、磯野直君と決定したので、報告します。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月13日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月13日まで休会することと決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会が終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催します。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午後 1時27分）